

令和 6 年度

# 教 育 訓 練 計 画



一部抜粋（日割表・食費）

大分県消防学校

# 4 教育訓練計画日割表〔令和6年度版〕(案)

上半期 (4月~9月)

4月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	
	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水
5月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
	水	木	金 憲法記念日	土 みどりの日	日 こどもの日	月 振替休日	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金
6月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	
	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	
7月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水
8月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
9月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	
	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	

下半期 (10月~3月)

10月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木
11月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	
	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	
12月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火
1月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金
2月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28			
	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金			
3月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月

(3) 消防関係者教育

教育訓練の種類	項目	期別	教育日数		食費 (円)	調査研究費 (円)	共益費 (円)	合計 (円)	区分
			延日数	実日数					
特別教育	少年消防クラブ研修	—	1	1	650	—	—	650	通学
	女性防火クラブ研修	—	1	1	650	—	550	1,200	通学
	自衛消防隊研修	A B	—	1	650	300	550	1,500	通学
	自衛消防隊研修	C	—	1	650	300	550	1,500	通学
	一日入校	—	—	1	1	〔備考〕 ウ(注2)	〔備考〕 オ(注1)	〔備考〕 エ(注2)	

[ 備 考 ]

ア 金額はすべて消費税込みのものである。

イ 経費は入寮で算定しているため、通学者は食費、共益費が異なるので確認すること。

ウ 食費は一日当たり1,760円とし、その内訳は下記のとおりとする。

朝 食 460円      昼 食 650円      夕 食 650円  
※但し、昼食の校外弁当は710円とする。

(注1) 通学者の食費は、一日あたり650円(昼食のみ)とする。

(注2) 一日入校にて昼食を希望する場合は、一食あたり650円とする。

エ 共益費の内訳は、下記のとおりとする。

長期入校 … 初任教育・救急科・救助科      1人あたり 24,000円(1ヶ月ごと)

短期入校 … 実日数10日まで      1人あたり 1,650円(1日目から)

(注1) 通学者の共益費

1人あたり … 550円/日とする。(1日目から)

(注2) 一日入校の共益費

1団体(30人以下) …………… 2,200円

1団体(31人以上) …………… 3,300円

オ 調査研究費については、図書代等見込み額であり変更することがある。

(注1) 一日入校にて配布資料がある場合は、1人あたり50円を調査研究費とする。

また、実火災訓練等において原材料が必要な場合、調査研究費として請求することがあるので事前確認のこと。

カ 各教育の入校経費の納入等について

※1 入校経費は、各教育毎に「納入通知書」を発行するので、納入期限までに必ず払い込むこと。

※2 入校経費は原則として、還付しない。ただし、入校日の前日から起算して3日前〔土日・祝祭日は含まない。〕の17時までに入校を取り消した場合は、その全部又は一部を還付することができるものとする。

《例示》 10月10日〔入校日〕  
～10月9日〔起算日〕～10月8日～10月7日17時まで〔3日前〕

※3 入校後、入校申込者より退校願書が提出された場合は、学校長は退校理由を精査のうえ、退校の承認を行う。その場合、退校日以後の入校経費の全部又は一部を還付することができる。

※4 還付は、入校申込者からの取消・変更通知書〔様式5〕(複数回変更した場合は、最終的に確定した内容)の提出により行うものとする。

なお、調定処理後の取消・変更については、取消・変更前の入校経費納入確認後に処理をするため還付に時間を要します。